

私立中央大学長

菊池武夫

文部大臣 小松原英太郎殿

(朱書)

旧規程

第三十六条 専門科ノ学生ヲ正科生及ヒ別科生ノ二種トシ

左ノ區別ニ依リテ入学セシム

一 正科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学スルモノトス

中学校卒業者、師範学校卒業者、専門学校入学者檢

定規程ニ依リ試験檢定合格証書ヲ有スル者、明治三

十五年文部省告示第八十二号ニ依リ高等学校入学ノ

予備試験ニ合格シタル者、文部大臣ニ於テ専門学校

ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有ス

ルモノト指定シタルモノ

二 別科生ハ前項以外ノ者ニシテ本大学ニ於テ志願者ノ

履歷ニ就キ詮衡ノ上入学ヲ許シタル者トス

但シ其履歷ニ依リ特ニ国語、漢文、数学ノ三科目ニ

付キ試験ヲ行フコトアルヘシ

第四十八条 入学志願者ハ年齢十七年以上ノ男子ニシテ左

ノ資格ヲ有スル者ニ限ル

一 中学校卒業者

二 師範学校卒業者

三 専門学校入学者檢定規程ニ依リ試験檢定合格証書ヲ

有スル者

42 中央大学学則第三十六条・第四十八条改正

(明治四十三年八月)

(欄外注記1)

(朱書)

〔別紙第四式經由印ヲ捺シ同大学へ送付〕

進達願

(欄外注記2)

別紙文部大臣宛学則中改正ニ関スル認可申請書壹通御進達願上

候

明治四十三年七月十八日 (八月廿五日認可)

私立中央大学長

菊池武夫

(欄外注記3)

東京府知事 阿部 浩殿

前書出願ニ付奥印候也

明治四十三年七月十九日

東京市神田区长 小原八十吉

〔別紙第三式經由印ヲ捺シ文部大臣へ進達〕

申請書

本学学則中専門科正科及大学予科ニ於テ商科ニ限り甲種商業学
校ヲ卒業シタル者ニ対シ入学許可致度主旨ヨリ第三十六条及第
四十八条ヲ別紙ノ如ク改正致度候ニ付認可申請候也

明治四十三年七月十八日

四 明治三十五年文部省告示第八十二号ニ依リ高等学校
入学ノ予備試験ニ合格シタル者

五 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業
者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

新 規 定

第三十六条 専門科ノ学生ヲ正科生及別科生ノ二種トシ左ノ区

別ニ依リテ入学セシム

一 正科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学スル者トス

中学校卒業者、師範学校卒業者、専門学校入学者検定規

程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者、明治三十五年文

部省告示第八十二号ニ依リ高等学校入学ノ予備試験ニ合

格シタル者、文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中

学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル

者、商科ニ限り甲種商業学校ヲ卒業シタル者

二 別科生ハ前項以外ノ者ニシテ本大学ニ於テ志願者ノ履歴

ニ就キ銓衡ノ上入学ヲ許シタル者トス

但シ其履歴ニ依リ特ニ国語、漢文、数学ノ三科目ニ付キ

試験ヲ行フコトアルヘシ

第四十八条 入学志願者ハ年齢十七年以上ノ男子ニシテ左ノ資

格ヲ有スル者ニ限ル

一 中学校卒業者

二 師範学校卒業者

三 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有ス

ル者

四 明治三十五年文部省告示第八十二号ニ依リ高等学校入学
ノ予備試験ニ合格シタル者

五 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同
等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

六 商科ニ限り甲種商業学校ヲ卒業シタル者

(欄外注記1)

「収受戊学甲三八五二号」「施行八月三十一日」

「判決七月十九日」「施行七月二十日」

(欄外注記2)

「内務部長(鈴木印)・学務課長(浜野印)・主任(大島印)」

(欄外注記3)

「完結」「明治四十三年九月八日」「内務部長代理(浜野印)・学務

課長(浜野印)・主任(大島印)」

〔明治四十三年 文書類彙

629 C63〕